

栃木県動物愛護管理推進計画懇談会設置要綱

(平成 19 年 2 月 9 日制定)

(設 置)

第 1 条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第 6 条第 1 項の規定に基づく動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）の策定等に当たり、県民等の幅広い意見を反映させるため、栃木県動物愛護管理推進計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(業 務)

第 2 条 懇談会は次の業務を行う。

- (1) 動物愛護管理推進計画の策定に関する意見の具申
- (2) 動物愛護管理推進計画の見直しに関する意見の具申
- (3) その他前号の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組 織)

第 3 条 懇談会は、次の各分野から知事が委嘱する委員11名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 動物取扱業に携わる者
- (3) 関係団体が推薦する者
- (4) 公募により選考された者
- (5) 関係機関が推薦する者

2 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第 5 条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 懇談会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第 6 条 懇談会の庶務は、保健福祉部医薬・生活衛生課の職員がこれを処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。